資料２　千代田区都市計画マスタープラン改定の基本的考え方

１．　都市計画マスタープラン改定検討の趣旨

平成 10（1998）年 3 月、千代田区都市計画マスタープランを策定しました。策定後 20 年が経過し、目標年次（2018～2020 年頃）を迎えています。この間、区の人口構造や区を取り巻く社会経済状況、都市のありようは大きく変化しています。また、人優先のユニバーサルな都市基盤整備、災害に強く環境に配慮した持続可能性の高いまちづくりなど、都市に求められる機能も高度・多様化しています。

そこで、現行マスタープランにおける理念や将来像、目標や方針及び地域別構想が、こうした環境の変化に対応できているのかを検証し、改定に向けた検討をしていく必要があります。

【都市計画マスタープラン】

都市計画法第 18 条の 2 に規定する「**都市計画に関する基本的な方針**」。まちづくりの基本理念、区が目指すべき都市の将来像、その実現にむけた方向性を示すものです。区民、企業等、行政、多様な主体がまちづくりの方向性を共有し、連携・協働しながら、それぞれが主体的に取組みを進めていく際の方針となります。

２．　改定に向けて

（１）現行プランにもとづくまちづくりの成果検証と共有

改定に向けて、現行マスタープランの「分野別まちづくりの目標・方針」及び「地域別構想」等について成果検証を行います。その結果を区民、区議会、企業等、多様な主体と共有しながら改定にむけた議論、検討を進めます。

（２）改定の検討体制

改定の検討は、区議会議員、公募区民も参加する都市計画審議会を中心としながら、さらに、幅広い有識者の参画を得る検討体制とします。

また、改定に当たっては、都市計画法第 18 条の 2 第 2 項の規定を踏まえ、改定検討の節目、節目における広報・広聴活動はもとより、パブリックコメントの実施、改定案の公聴会の実施等、区民や利害関係者の意見の把握、反映に努めます。

（３）庁内検討体制

マスタープランは、区におけるハード・ソフト両面における総合的なまちづくり施策のビジョンでもあることから、庁内横断的な情報の共有や総合調整を図りながら、全庁的な連携のもとで改定検討作業を進めます。

（４）関連計画等との連携

改定が予定されている東京都の「東京都市計画区域マスタープラン」の動向を踏まえるとともに、区の各種計画、マスタープランと並行して改定を検討する部門別計画等しっかりと連携を図りながら検討を進めます。

（５）改定検討のスケジュール感

平成３０年度（2018 年度）

平成 30（2018）7 月頃　都市計画審議会に改定を諮問。マスタープラン改定検討会設置
平成 30（2018）年 11 月頃　現行マスタープラン成果検証の共有

平成３１年度（2019 年度）

2019 年 6 月頃 「全体構想・分野別目標・方針」改定案
2019 年 12 月頃 「地域別構想」改定案

2020 年度

2020 年 7 月頃 「全体構想・分野別目標」と「地域別構想」をまとめたマスタープラン改定案
→説明会等・パブコメ
2020 年 12 月まで　マスタープラン改定（予定）

2021 年～

社会経済の環境や、都市のありようの変化、まちづくりの動向等を踏まえ、適宜改定後のマスタープランの成果検証を行い、必要に応じて改定を検討していきます。